

随意契約の契約状況表

(教育委員会)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	大分市教育センター	大分市GIGAスクールネットワーク無線アクセスポイント設置業務委託(明野西小学校)	令和8年3月2日	大分市大字且野原910-58 ジェイコム大分エンジニアリング(株)	1,077,666	2号	当該業務は、明野西小学校の教室が増えることに伴い、アクセスポイントの増設及びLAN配線を行うものであるが、その作業においては端末が確実にGIGAスクールネットワークに接続できる必要があるため、ネットワーク機器の設定や移設等において専門的知識を有することはもとより、GIGAスクールネットワークの設定状況や全体像を把握していることが必須であることから、当該業務を適正に履行できるのは、GIGAスクールネットワークについて熟知している現行保守者に限られる。
2	人権教育推進課	市報2月1日号同時配送物 配送委託	令和8年1月7日	大分市金池町2-11-1 日本通運(株)大分支店	524,370	2号	みんなのねがいは、市報と同様に自治委員に配布を依頼しており、「発行日には必ず市民の手元に」が大原則になっている。発行に際しては、印刷日程が限定されているうえに自治委員の仕分け作業や配布の日程確保のために、発行日の4日前までに必ず指定された届け先に届けなければならないことになっている。したがって、一連の日程を逆算すると、配送に充てられる日は僅か2~3日という短期間である。 市が自治委員に依頼する各種配布物は、そのほとんどが市報の配布日程に合わせており、指定された日時までに確実に配送するためには、市報と同じ配送業者に任せることが最も効率的で、有利であると思われる。同一の業者に委託することで、①遅延や誤配が防げ、迅速、確実な配送、②一括配送による配送経費の軽減、③トラブル防止による自治委員並びに事務局の負担軽減等、多くのメリットがある。 よって、みんなのねがいの配送業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、下記の業者と随意契約いたしたい。
3	学校施設課	大分市立小中学校机・椅子防音マット取り付け等業務委託	令和8年3月4日	大分市金池町3丁目2番3号 (公社)シルバー人材センター	669,820	3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条の国及び地方公共団体の講ずる措置として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び大分市契約事務規則第40条の2による随意契約